



# 地球環境との共生と 豊かな心の人間社会づくり

## 第1節 生活環境の保全と自然保護の推進

### 第1項 環境衛生の向上

#### 現状と課題

浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、下水道事業区域及び農業集落排水事業区域以外の区域において浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付していますが、引き続き、下水道区域外における浄化槽の普及促進に努め、環境衛生の向上を図る必要があります。

#### 施策項目・施策内容

##### (1) 浄化槽の普及

- ・中野市生活排水等施設整備計画（下水道マップ）\*に基づき、下水道区域外における浄化槽の普及促進と適正な維持管理の啓発に努めます。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
下水道区域外における浄化槽の処理人口割合	(生活排水処理状況等調査) 合併処理浄化槽等による処理人口 ÷ (総人口 - 下水道処理区域内人口 - 農業集落排水施設供用可能人口)	平成17年	32.9%	45.1%	

### 第2項 自然環境の保全

本市は、千曲川や里山をはじめとする、豊かな自然資源を持っています。

そのため、市民、事業者、行政の協働により自然とふれ合うことのできる水辺や里山の保護、保全を図る必要があります。

また、地域、家庭、学校において、環境保全について学び、多様な野生動植物が生育できる自然環境の保護活動を推進する必要があります。

#### 用語解説

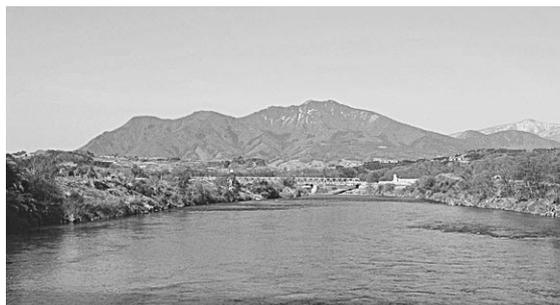
\*中野市生活排水等施設整備計画（下水道マップ）…全市水洗化の手法を定めた下水道等の整備計画。

### 施策項目・施策内容

- (1) 協働作業の推進
  - ・市民や事業者等との協働により、水辺や里山など、自然資源の保全を推進します。
- (2) 自然観察会等の実施
  - ・千曲川周辺地域の野生動植物の観察等を実施します。
- (3) 野生動植物の保全
  - ・野生動植物の生態系の保全に努めます。
- (4) 市民ぐるみの環境保全の推進
  - ・地域、家庭、学校における環境保全活動を推進します。
  - ・環境情報の収集、発信の仕組みづくりを推進します。
  - ・環境保全活動のリーダーや、推進員の育成を図ります。

### 指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
自然観察会等開催数	年間開催数	平成17年	2回	3回	



## 第3項 環境美化の推進

衛生自治会を中心とした月例清掃、市民大清掃等により、環境美化に対する市民意識の高揚が図られてきています。

美しい環境づくりは、市民一人ひとりの美化意識と組織の充実強化が必要です。

- (1) 美化運動の推進
  - ・衛生自治会及び環境美化実践団体を支援し、地域の環境浄化活動と、市民の環境美化意識の高揚に努めます。
  - ・学校、PTA、育成会活動等を通じて環境美化の啓発と意識の高揚を図り、実践活動を支援します。

## 第4項 生活環境の保全

### 現状と課題

工場や事業所に起因する大気汚染物質の排出、悪臭、排水による水質汚濁、建設作業現場等での騒音・振動等は事業者の努力や行政の規制・指導により改善されてきました。

しかし、市民一人ひとりの日常生活に起因する自動車交通による大気汚染や騒音・振動、油漏れによる水質汚濁といった生活型公害が依然として問題となっています。

また、廃棄物の不法投棄など、個人のモラルや社会経済構造に根差した問題も生じており、公害苦情件数が年々増加しています。

生活環境の保全のため、環境汚染の未然防止と監視体制の充実を図る必要があります。

### 施策項目・施策内容

#### (1) 水環境の浄化

- ・工場、事業所等への排水処理施設の設置、適正な維持管理の指導を推進します。
- ・地盤沈下等の被害を未然に防ぐため、無秩序な地下水の汲み上げ防止を促します。
- ・浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めます。
- ・下水道や農業集落排水施設の排水処理施設の適正な維持管理に努めます。

#### (2) 水質・騒音等の検査及び測定の実施

- ・水質汚濁防止のため河川及び池沼等の水質検査、自動車交通騒音の測定を実施します。

#### (3) 監視体制の充実と啓発

- ・公害防止のため関係機関と連携して監視・巡視体制の充実を図ります。
- ・公害防止指導員の研修会を実施し、公害の未然防止を図ります。
- ・環境公害の未然防止のため、啓発活動を行います。

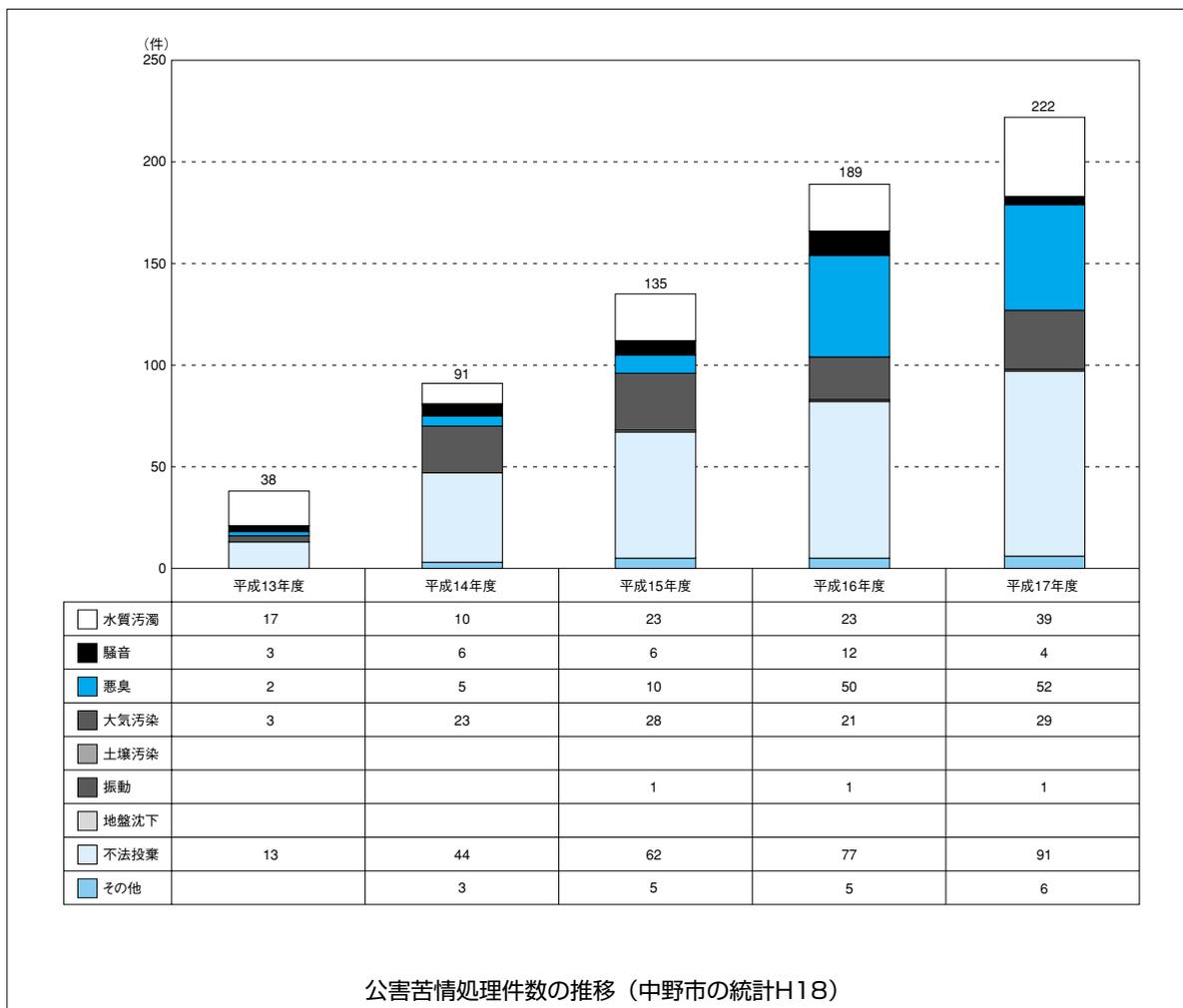
#### (4) 公害発生の処理

- ・工場、事業所等による公害発生においては、適切な指導を行い、早期改善を促します。
- ・公害に関する苦情相談に対し、関係機関との連携強化を図り、適切な処理に努めます。



指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
主要河川のBOD*の基準値達成か所の割合	主要河川の測定23か所	平成18年	87%	90%	



用語解説

※BOD…Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、水の汚れを表す指標の一つ。

## 第2節 資源循環型社会の構築

### 第1項 資源循環の推進

#### 現状と課題

生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、可燃ごみを中心にごみの排出量は年々増加しています。

そのため、資源の有効活用や環境への負荷の低減など、将来にわたって良好な環境を形成するため、ごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また、廃棄物の適正処理により、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源循環型の社会への転換を進めていく必要があります。

#### 施策項目・施策内容

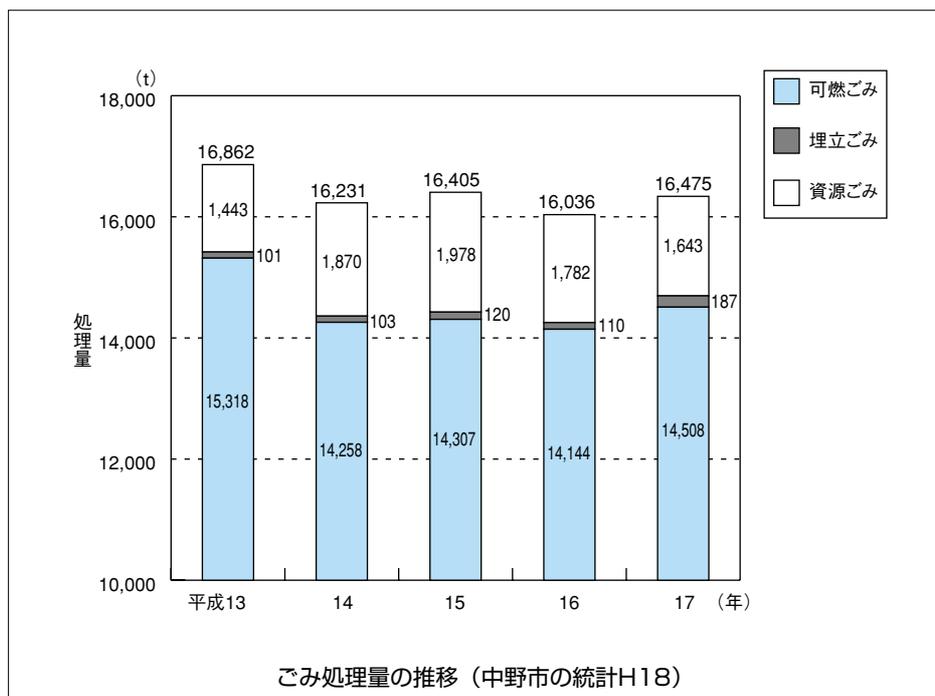
##### (1) ごみの減量化・リサイクルの推進

- ・ごみの減量とリサイクルの意識の高揚を図るため、啓発活動や情報提供を推進します。
- ・分別収集の徹底により、資源物の再生利用の拡大を推進します。
- ・生ごみの堆肥化や、団体等が行う資源物回収活動を支援します。

##### (2) 適正な廃棄物処理の推進

- ・細分化する分別収集を円滑にするため、市民の分別意識の高揚に努めます。
- ・不法投棄や、違法な野外焼却を防止するため、定期的なパトロールを実施します。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
市民一人当たりの可燃ごみ排出量	可燃ごみ排出量÷総人口	平成17年	309kg	229kg	一般廃棄物 処理計画 平成22年目標値
リサイクル率	(資源化量+集団回収量)÷(市回収量+集団回収量)	平成17年	15.2%	34.9%	一般廃棄物 処理計画 平成22年目標値
不法投棄及び違法な野外焼却件数	不法投棄及び野外焼却実態調査	平成17年	120件	96件	



## 第2項 地球環境問題への対応

### 現状と課題

地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする環境問題は、その影響が一つの国や地域にとどまらず、地球規模の生態系を損ない、人類の生存基盤を脅かす問題となり、私たちの生活に大きな影響を与えつつあります。

人間の社会活動が、地球環境に大きな負荷を与えていることを充分認識し、顕在化する地球環境問題の解決に向け、環境負荷の低減を図る必要があります。

そのため、行政、市民、事業者が一体となった総合的な環境対策を推進していく必要があります。

#### (1) 地球環境保全対策の推進

- ・環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。
- ・ISO14001\*等の普及啓発を図り、環境マネジメントシステム\*の導入を促進します。

#### 用語解説

※ISO14001…国際標準化機構（ISO）が定めた環境に関する国際規格。自主的・積極的な環境保全のための行動が求められる。

※環境マネジメントシステム…環境に配慮した組織運営を行うための仕組み。

(2) 省エネルギーの推進

- ・ エネルギーの消費量を減らすため、生活様式の転換に向けた啓発、省エネルギー機器・クリーンエネルギー機器の利用拡大や導入を促進します。

(3) 環境負荷低減活動の推進

- ・ アイドリングストップ運動を推進します。
- ・ 低公害車の導入を推進します。
- ・ フロン回収を促進します。
- ・ バイオディーゼル燃料\*の使用を推進します。

(4) 自然エネルギーの有効活用

- ・ 太陽光等を利用した、環境にやさしい新エネルギーの活用を研究します。

指標

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
ISO14001認証取得事業所数(累計)	商工会議所調べ	平成17年	9事業所	10事業所	
市施設の二酸化炭素の総排出量	平成16年度比で10%削減	平成16年	6,573,843kg	5,916,458kg	地球温暖化防止実行計画 平成22年目標値



用語解説

\*バイオディーゼル燃料…植物油から作られた環境にやさしい新ディーゼル燃料。

## 第3節 市民生活の安全・安心への取り組み

### 第1項 交通安全の推進

#### 現状と課題

交通安全計画に基づき、関係機関・団体と連携しながら交通安全を推進していますが、道路交通の量的拡大、高齢化の進展に伴い、今後、交通事故は一層増加することが懸念されます。

そのため、市民が安全かつ円滑に通行できるような交通環境づくりと市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の未然防止に努める必要があります。

#### 施策項目・施策内容

##### (1) 道路交通環境の整備

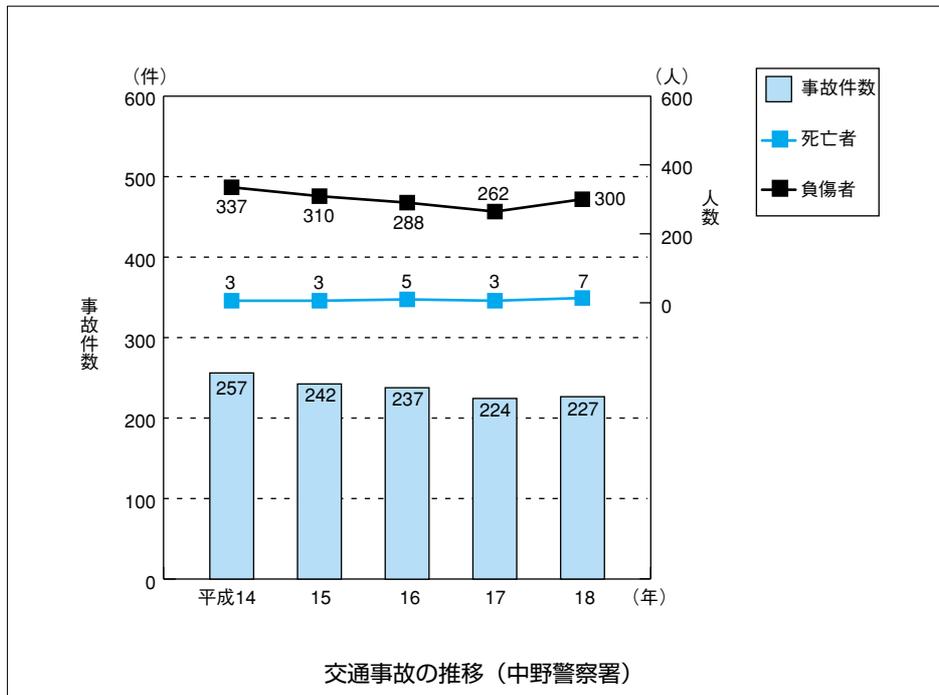
- ・ 歩道整備及びガードレール、カーブミラーなど、交通安全施設の整備に努めます。
- ・ 信号機、横断歩道など、交通安全施設の整備を促進します。
- ・ 歩道と車道の段差の解消など、交通弱者にやさしい道路交通環境づくりに努めます。

##### (2) 交通安全啓発・教育の推進

- ・ 交通死亡事故抑止を最重要課題に、家庭、学校、地域等において相互の連携を図り、季節別の交通安全運動を中心として、関係機関や団体と一体となって運動を推進します。
- ・ 交通安全意識を高めるために広報啓発活動を推進します。
- ・ 関係機関・団体と連携して、参加、体験、実践型の交通安全教育を推進します。
- ・ 小学生を対象に、正しい自転車の乗り方の知識及び技術を指導します。

指標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備考
交通事故による年間死傷者数(市内)	中野警察署調べ(暦年)	平成17年	265人	225人	
シートベルト着用率(年間平均)	シートベルト着用調査による	平成17年	91.8%	97.0%	





## 第2項 防犯対策の推進

### 現状と課題

犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、知能犯罪被害の増加、市民の身近で起こる街頭犯罪の発生、子どもを取り巻く環境の悪化並びに少年犯罪の増加が懸念されるなど、治安情勢は依然として厳しい状況にあります。

そのため、犯罪を未然に防ぐ環境づくりと市民意識の高揚を図る必要があります。

#### (1) 防犯意識の高揚

- ・地域の連帯感を強めるとともに、関係機関・団体等との連携を密にし、防犯意識の高揚に努めます。

#### (2) 防犯対策の推進

- ・地域防犯活動の充実のため、防犯指導員活動の強化を図るとともに、地域ボランティアの育成に努めます。
- ・家庭、学校、関係機関、団体等と連携し、少年育成委員による巡回指導の強化を図り、少年の非行防止に努めます。
- ・青色回転灯装着車による防犯パトロールを行い、犯罪の抑止に努めます。
- ・市民生活の安全を確保するため、防犯灯整備への支援を行います。

## 指標

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
市で行う青色防犯パトロール回数	青色回転灯装着車による防犯パトロール実施回数（台数×実施回数）	平成18年	—	250回	平成18年10月開始

## 第3項 消費生活の安全

## 現状と課題

インターネットや携帯電話の普及により、販売方法が多様化し、架空請求や振り込め詐欺等をはじめとする、様々な消費者問題が依然として後を絶たない状況にあります。

最近では、巧妙化する手口のため、高齢者ばかりでなく若年層にも被害は広がっています。

次々と新しい手口による被害が発生していることから、最新の情報提供や相談業務を充実する必要があります。

## 施策項目・施策内容

## (1) 消費者意識の高揚

- ・正しい知識を身につけるための学習を進めるとともに、消費者団体の育成と消費者への的確な情報提供を推進します。

## (2) 消費生活相談窓口の充実

- ・相談業務の充実を図るため、窓口職員の知識を向上させるとともに、関係機関との連携を密にし、情報の最新化に努めます。

## 第4節 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

### 第1項 男女共同参画の推進

#### 現状と課題

男女共同参画社会づくりは、国において最重要課題のひとつと位置づけられ、男女共同参画社会基本法に基づき様々な施策が推進されてきていますが、長い歴史や習慣のなかで形づくられた性別による差別は依然存在しています。

すべての市民が、性別にかかわらずお互いの生き方を尊重しあい、個性豊かに生きられる社会をめざした意識改革や環境整備等を図る必要があります。

#### 施策項目・施策内容

##### (1) 意識の改革

- ・ 固定的な性別役割分担意識を解消し、女性と男性が平等な立場で能力や個性を発揮できるよう、意識改革を図ります。
- ・ 女性差別をなくすため、家庭、地域、事業所、学校における人権教育を促進します。

##### (2) 環境の整備

- ・ 職場における男女平等意識づくりや、子育て支援の充実など、女性が働きやすい環境づくりを促進します。
- ・ 政策や方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ・ 男女がともに社会活動へ参画する環境づくりを推進します。

##### (3) 自立した生活づくり

- ・ 男女がともに認めあい支えあうため、自立し行動できる力をつけることを支援します。

##### (4) 女性相談の実施

- ・ DV\*をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
女性の公職参画割合		平成17年	30.5%	35%	

#### 用語解説

※DV（ドメスティック・バイオレンス）…女性が、夫や恋人等の身近な立場の男性から受ける様々な暴力行為のこと。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限等）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含める。

## 第5節 人権が尊重される明るいまちづくり

### 第1項 人権尊重社会の推進

#### 現状と課題

部落差別をはじめ、女性、高齢者、障害をもつ人、子ども、在住外国人等に対する差別意識や偏見は今なお、根強く存在しています。

そのため、日常生活のあらゆる場を通じて、人権尊重の意識高揚を図り、人権を普遍的なものとしてさらに広げていくため、学校、社会、企業等での人権教育の充実を図る必要があります。

#### 施策項目・施策内容

##### (1) 人権擁護の確立

- ・人権擁護の確立に向け、あらゆる場を通じて啓発活動を進めるとともに、人権侵害についての相談体制を充実します。
- ・個人情報の保護に努め、市民の人権侵害の防止に努めます。
- ・すべての人が安心して暮らせるよう、生活環境の改善、就労・雇用の促進、健康福祉の増進等を図ります。

##### (2) 啓発・教育の推進

- ・人権尊重の共生社会を実現するため、あらゆる場を通じて、啓発・教育を推進します。
- ・学校教育、社会教育や企業人権教育等を通じ、人権尊重の意識の高揚を図ります。

##### (3) 社会参画の推進

- ・社会的に弱い立場にある者の社会参画を推進するため、啓発・広報活動を推進します。
- ・国籍や人種の違いを越えて交流を深め、国際理解の促進を図ります。

指 標	算出方法等	基準年	現状値	平成23年目標値	備 考
地区人権教育懇談会開催区数	懇談会を実施した区の数	平成17年	74区	76区	